

欠陥商品に対する プラットフォームの損害賠償責任に関する 経済学的分析

安井佑太 (高知工科大学 講師)

2022年10月11日

プラットフォームエコノミクス研究会

アメリカの事例

Amazon v.s. Bolger

- ▶ カリフォルニア在住のBolger氏は
 - ▶ “E-Life”の販売するノートパソコン用のバッテリーを
 - ▶ Amazon.com経由で購入した。
 - ▶ この“E-Life”という販売者は“Lenoge”という海外企業の別名であることが後に判明する。
- ▶ 数か月後、Bolger氏の購入したバッテリーが爆発しBolger氏は重大な火傷を負った。
- ▶ Bolger氏は Lenoge とAmazon.comを訴えたが
 - ▶ Lenogeは法廷に現れず、
 - ▶ 焦点はAmazon.comがこの賠償責任を負うかどうかに移った。

アメリカの事例[続]

Amazon v.s. Bolger

- ▶ 一審はAmazon.comに賠償責任は無いとした
 - ▶ 理由：Amazon.comは取引の「場」を提供しているだけであり、商品の供給者ではない。
- ▶ 二審はAmazon.comに賠償責任が有るとした
 - ▶ 理由：
 1. Amazon.comは実質的に販売者であり、製品の品質をコントロールできる
 2. Amazon.comが実質的に販売者であったかどうかに関係なく、サプライ・チェーンの中にいるのだから賠償責任を持つ
- ▶ Amazon.comの対応：
 - ▶ 2021年8月Amazon.comは
 - ▶ \$1,000以下の請求であれば、直接Amazon.comが支払い
 - ▶ それ以上高額でかつ販売者が請求に反応しない場合にも支払いに介入する、とアナウンスした。

損害賠償に関する経済学的視点

二者間の取引関係（販売者・消費者）

- ▶ 消費者が合理的で、かつ、製品の安全性を観測できる場合
 - ▶ 製品の安全性が価格に反映される
 - ▶ ⇒企業に損害賠償責任が無くても製品の安全性に対して適切な投資（Hamada, 1976）
- ▶ 消費者が製品の安全性を過信する場合、あるいは、安全性を観測できない場合
 - ▶ 企業に損害賠償責任を課すことで安全性が向上する
（Spence, 1977; Epple and Raviv, 1978, Polinsky and Rogerson, 1983; Simon, 1981）

輸入業者が存在する場合（二者間の議論の応用）

- ▶ 輸入業者に損害賠償責任を課す
 - ⇒ 安全だと思われる商品のみを輸入する、製造プロセスのモニタリングを行なう
 - ⇒ 製造者が安全性のために努力する

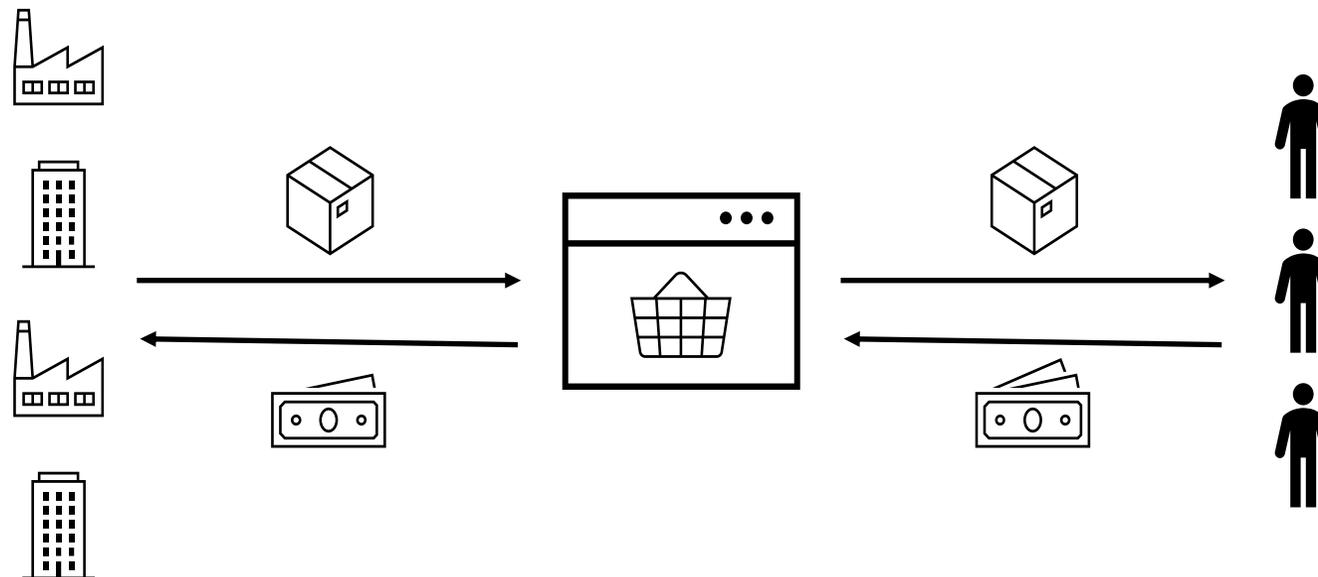
プラットフォームにおける取引関係

- ▶ プラットフォームに損害賠償責任を課す
 - ~~×~~ 安全だと思われる商品のみを購入する、製造プロセスのモニタリングを行なう

... 既存の議論ではカバーしきれていない要素が発生

プラットフォームに賠償責任が無い場合

安全性に不安があると（低い価格でしか）売れないので、
安全性の確保のために投資を行なう

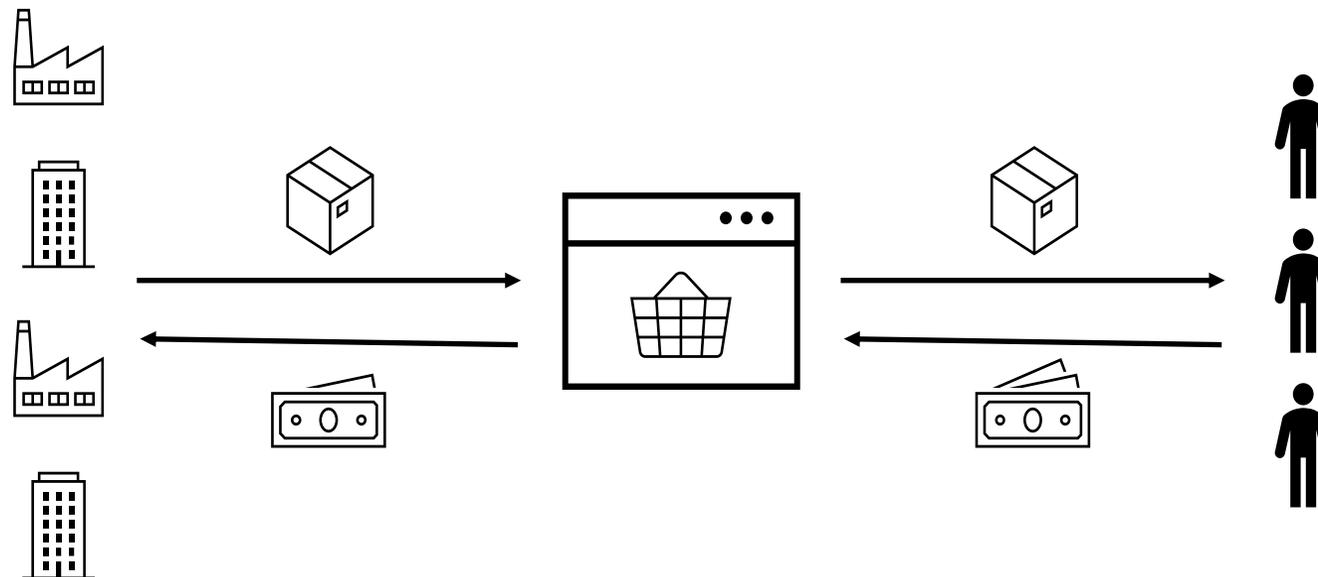


安全性に不安のある製品は（低い価格でしか）購入したくない
安全な製品は（高い価格でも）購入したい

- ▶ 製造・販売者は消費者からの評価を考慮に入れてある程度安全性に注力する

プラットフォームに賠償責任を課した場合

安全性に不安が有ってもプラットフォームが製品を事前に除外できず
消費者がそれを買ってくれるのであれば、
安全性確保のために費用をかける必要はない



プラットフォームが賠償してくれるのであれば、安全性に不安が
有る商品でも買ってしまおうか...

- ▶ プラットフォームに賠償責任を課することで逆に製品の安全性が下がる可能性

欠陥商品に対するプラットフォームの賠償責任：理論研究

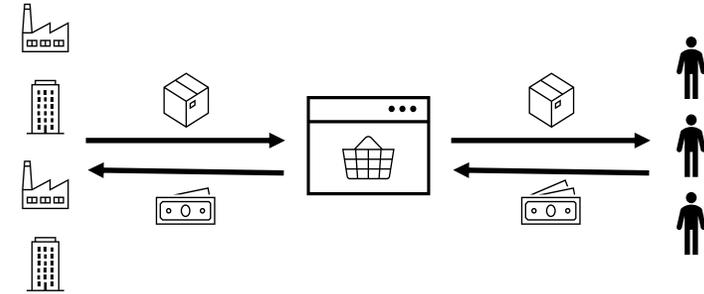
安全性が製造者の努力水準で決定するモデル（右図）

- ▶ Zennyo (2022)
 - ▶ 消費者が製造者の努力水準を観測できる設定
 - ▶ **間接ネットワーク効果**がどのように作用するか分析
- ▶ Yasui (2022)
 - ▶ 消費者は製造者の努力水準を**直接は観測できない**設定
 - ▶ 消費者は製造者の**プラットフォーム上の評判**から努力水準を予測する

安全性が製造者固有の性質として定まるモデル

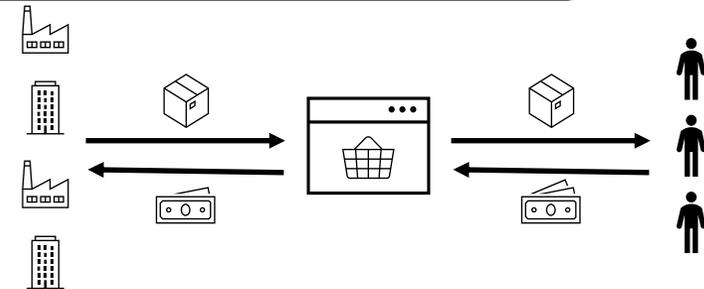
- ▶ Hua and Spier (2022)
 - ▶ 消費者は個別製品の安全性を観測できない
 - ▶ 消費者はプラットフォーム上にある製品の安全性の期待値から購買行動を決定する

安全性に不安があると（低い価格でしか）売れないので、安全性の確保のために投資を行なう



安全性に不安のある製品は（低い価格でしか）購入したくない
安全な製品は（高い価格でも）購入したい

安全性に不安があってもプラットフォームが製品を事前に除外できず消費者がそれを買ってくれるのであれば、安全性確保のために費用をかける必要はない



プラットフォームが賠償してくれるのであれば、安全性に不安が有る商品でも買ってしまうか...

参考文献

- ▶ Bolger v. Amazon.com, 53 Cal.App.5th 431 (Cal. Ct. App. 2020)
- ▶ Epple, D. and Raviv, A. (1978). Product Safety: Liability Rules, Market Structure, and Imperfect Information. *American Economic Review*, 68, pp. 80–95.
- ▶ Hamada, K. (1976). Liability Rules and Income Distribution in Product Liability. *American Economic Review*, 66(1), 228–234.
- ▶ Hua, X., & Spier, K. E. (2022). Holding Platforms Liable. *SSRN Electronic Journal*. <https://doi.org/10.2139/ssrn.3985066>
- ▶ Polinsky, A.M. and Rogerson, W.P. (1983). Products Liability, Consumer Misperceptions, and Market Power. *Bell Journal of Economics*, 14, pp. 581–589.
- ▶ Simon, M.J. (1981). Imperfect Information, Costly Litigation, and Product Quality." *Bell Journal of Economics*, 12, pp. 171–184.
- ▶ Spence, A. M. (1977). Consumer Misperceptions, Product Failure and Producer Liability. *Review of Economic Studies*, 44, pp. 561–572.
- ▶ Zenny (2022). Should Platforms be Held Liable for Defective Third-Party Goods? (mimeo)